

議案第35号

教育長の営利企業等への従事について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第7項の規定に基づき、教育長の営利企業等への従事について許可を求める。

令和8年2月16日提出

豊岡市教育委員会
教育長 嶋 公 治

(理由)

国立大学法人兵庫教育大学大学院客員教授として業務に従事するにあたり、教育委員会の許可が必要となるため。

営利企業等への従事内容

1 事由	国立大学法人兵庫教育大学大学院客員教授に委嘱され、業務に従事するため
2 従事場所	国立大学法人兵庫教育大学 大学院学校教育研究科 (自宅からのオンラインによる業務従事)
3 従事期間	2026年4月1日から2027年3月31日
4 従事時間	92時間／年間
5 報酬	5,200円／時間

議案第43号

豊岡市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則制定について

豊岡市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年2月16日提出

豊岡市教育委員会
教育長 嶋 公 治

(理由)

放課後児童クラブの事務分担の見直しなどに伴い、教育委員会の事務局及び教育機関の分掌する事務を変更するため。

豊岡市教育委員会規則第 号

豊岡市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則

豊岡市教育委員会事務局等組織規則（平成19年豊岡市教育委員会規則第2号）の一部を次の表のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線を付し又は太線で囲んだ部分のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第5条関係）				別表（第5条関係）			
課等		係等	分掌する事務	課等		係等	分掌する事務
教育総務課	[略]	[略]	[略]	教育総務課	[略]	[略]	[略]
教育施設課		施設係	(1)～(9) [略]	教育施設課		施設係	(1)～(9) [略]
			(10) [略]				(10) <u>放課後児童クラブの施設管理に</u> <u>関すること。</u>
		再編推進係	[略]			再編推進係	[略]
学校教育課	[略]	[略]	[略]	学校教育課	[略]	[略]	[略]
幼児育成課		幼児保育係	[略]	幼児育成課		幼児保育係	[略]
		幼保運営係	[略]			幼保運営係	[略]
豊岡幼稚園			(1) 園児の教育及び保育に関するこ と。 (2) 子育て支援に関すること。 (3) 園の管理運営に関すること。 (4) 園の庶務に関すること。	豊岡幼稚園			(1) 園児の教育及び保育に関するこ と。 (2) 子育て支援に関すること。 (3) 園の管理運営に関すること。 (4) 園の庶務に関すること。
五荘奈佐幼 稚園				五荘奈佐幼 稚園			
出石幼稚園				出石幼稚園			
福住幼稚園				福住幼稚園			

西保育園			(1) 園児の保育に関する事 (2) 子育て支援に関する事 (3) 園の管理運営に関する事 (4) 園の庶務に関する事	西保育園			
八条認定こども園			(1) 園児の教育及び保育に関する事 (2) 子育て支援に関する事 (3) 園の管理運営に関する事 (4) 園の庶務に関する事	八条認定こども園			
港認定こども園				港認定こども園			
竹野認定こども園				竹野認定こども園			
合橋認定こども園				合橋認定こども園			
資母認定こども園				資母認定こども園			

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

豊岡市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則（概要）

1 制定の理由（必要性）

- (1) 放課後児童クラブの施設管理に係る事務の所管を見直しするため、関係する課の分掌事務を改める。
- (2) 西保育園の分掌事務について、実態に合わせて改める。

2 改正の内容

- (1) 放課後児童クラブの施設管理に関する事務を教育施設課の分掌事務に加えること。（別表関係）
- (2) 西保育園の分掌事務を豊岡幼稚園その他の園と同様とすること。（別表関係）

3 附則

この規則は、令和8年4月1日から施行すること。

議案第44号

豊岡市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則制定について

豊岡市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を定めることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、意見を求める。

令和8年2月16日提出

豊岡市教育委員会
教育長 嶋 公 治

(理由)

令和8年3月に小野小学校が閉校することに伴い、所要の規定の整理を行うため。

豊岡市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

豊岡市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則（平成17年豊岡市教育委員会規則第8号）の一部を次の表のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太線で囲んだ部分のように改正する。

改正前		改正後	
（中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校の教育課程） 第15条の2 次の表の左欄に掲げる小学校（以下「中学校併設型小学校」という。）及び同表の右欄に掲げる中学校（以下「小学校併設型中学校」という。）においては、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第79条の9の規定により、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すものとする。		（中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校の教育課程） 第15条の2 次の表の左欄に掲げる小学校（以下「中学校併設型小学校」という。）及び同表の右欄に掲げる中学校（以下「小学校併設型中学校」という。）においては、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第79条の9の規定により、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すものとする。	
中学校併設型小学校	小学校併設型中学校	中学校併設型小学校	小学校併設型中学校
豊岡市立豊岡小学校 ～ 豊岡市立清滝小学校	[略]	豊岡市立豊岡小学校 ～ 豊岡市立清滝小学校	[略]
豊岡市立弘道小学校	豊岡市立出石中学校	豊岡市立弘道小学校	豊岡市立出石中学校
豊岡市立福住小学校		豊岡市立福住小学校	
豊岡市立小坂小学校 豊岡市立小野小学校		豊岡市立小坂小学校	
豊岡市立合橋小学校	[略]	豊岡市立合橋小学校	[略]

豊岡市立資母小学校	豊岡市立資母小学校
2 [略]	2 [略]

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

豊岡市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則の一部を
改正する規則（概要）

1 制定の理由（必要性）

小坂小学校と小野小学校の統合に伴い、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すための学校から小野小学校を削除する必要があることから改正を行う。

2 改正の内容

中学校併設型小学校から小野小学校を削ること。（第15条の2 関係）

3 附則

この規則は、令和8年4月1日から施行すること。

議案第45号

豊岡市立学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則制定について

豊岡市立学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則を定めることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、意見を求める。

令和8年2月16日提出

豊岡市教育委員会
教育長 嶋 公 治

(理由)

令和8年3月に小野小学校が閉校することに伴い、所要の規定の整理を行うため。

豊岡市立学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則

豊岡市立学校の通学区域等に関する規則（平成17年豊岡市教育委員会規則第9号）の一部を次の表のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線を付した部分のように改正する。

改正前		改正後	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
小学校の名称	通学区域	小学校の名称	通学区域
豊岡小学校 ～ 福住小学校	[略]	豊岡小学校 ～ 福住小学校	[略]
小坂小学校	出石町水上、長砂、鳥居、森井、丸中、大谷、三木、片間、伊豆、福居、嶋、田多地、安良、宮内及び坪井	小坂小学校	出石町水上、長砂、鳥居、森井、丸中、大谷、三木、片間、伊豆、福居、嶋、田多地、安良、宮内、 <u>坪井、袴狭、口小野及び奥小野</u>
小野小学校	<u>出石町宮内、坪井、袴狭、口小野及び奥小野</u>		
合橋小学校	[略]	合橋小学校	[略]
資母小学校	[略]	資母小学校	[略]
備考 [略]		備考 [略]	
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
中学校の名称	通学区域	中学校の名称	通学区域
豊岡南中学校 ～	[略]	豊岡南中学校 ～	[略]

日高西中学校		日高西中学校	
出石中学校	弘道小学校、福住小学校、 <u>小坂小学校</u> 及び <u>小野小学校</u> の 通学区域	出石中学校	弘道小学校、福住小学校及び <u>小坂小学校</u> の通学区域
但東中学校	[略]	但東中学校	[略]

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

豊岡市立学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則（概要）

1 制定の理由（必要性）

小坂小学校と小野小学校の統合に伴い、通学区域を変更する必要があることから改正を行う。

2 改正の内容

- (1) 小坂小学校の通学区域に小野小学校の通学区域を加えること。（別表第1関係）
- (2) 出石中学校の通学区域から小野小学校を削ること。（別表第2関係）

3 附則

この規則は、令和8年4月1日から施行すること。

議案第46号

豊岡市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令制定について

豊岡市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を定めることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、意見を求める。

令和8年2月16日提出

豊岡市教育委員会
教育長 嶋 公 治

(理由)

令和8年3月に小野小学校が閉校することに伴い、所要の規定の整理を行うため。

豊岡市教育委員会訓令第 号

豊岡市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

豊岡市教育委員会公印規程（平成17年豊岡市教育委員会訓令第1号）の一部を次の表のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線を付した部分のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
名称	寸法	保管者	名称	寸法	保管者
豊岡市教育委員会印 ～ 兵庫県豊岡市立小坂小学校長印	[略]	[略]	豊岡市教育委員会印 ～ 兵庫県豊岡市立小坂小学校長印	[略]	[略]
兵庫県豊岡市立小野小学校印	<u>方21mm</u>	小野小学校長			
兵庫県豊岡市立小野小学校印	小判型 30 × <u>12mm</u>				
兵庫県豊岡市立小野小学校長印	<u>方21mm</u>				
兵庫県豊岡市立合橋小学校印 ～ 豊岡市立図書館長印	[略]	[略]	兵庫県豊岡市立合橋小学校印 ～ 豊岡市立図書館長印	[略]	[略]

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

豊岡市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令（概要）

1 制定の理由（必要性）

小坂小学校と小野小学校の統合に伴い、閉校となる小野小学校の公印を廃止する必要があることから改正を行う。

2 改正の内容

小野小学校の公印を削ること。（別表関係）

3 附則

この訓令は、令和8年4月1日から施行すること。

議案第47号

豊岡市通学用バス運行管理規則の一部を改正する規則制定について

豊岡市通学用バス運行管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年2月16日提出

豊岡市教育委員会
教育長 嶋 公 治

(理由)

イナカー竹野海岸線の廃止及び小坂小学校と小野小学校の統合に伴い、通学用バスを利用することができる範囲の一部を見直すため。

豊岡市通学用バス運行管理規則の一部を改正する規則

豊岡市通学用バス運行管理規則（平成17年豊岡市教育委員会規則第13号）の一部を次の表のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線を付した部分のように改正する。

改正前	改正後
<p>(利用の範囲)</p> <p>第2条 通学用バスを利用する者は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 次の地域から通学する小学校及び義務教育学校（前期課程）の児童 小島、瀬戸、津居山、城崎町結、城崎町戸島、城崎町楽々浦、城崎町飯谷、竹野町椒、竹野町段、竹野町三原、竹野町川南谷、竹野町桑野本、竹野町大森、竹野町須野谷、竹野町門谷、竹野町河内、竹野町御又、竹野町小城、竹野町二連原、竹野町森本、竹野町坊岡、竹野町林、竹野町金原、竹野町東大谷、竹野町下塚、竹野町轟、竹野町鬼神谷、竹野町小丸、竹野町芦谷、竹野町須谷、日高町赤崎、日高町知見、日高町殿、日高町羽尻、日高町田ノ口、出石町上村（小字ワヤ、井口、宮ノ下及び日山に限る。）、出石町奥山、出石町上野、出石町日野辺、出石町桐野、出石町寺坂、但東町日殿、但東町河本、但東町西谷、但東町天谷、但東町佐々木、但東町相田及び但東町小谷</p>	<p>(利用の範囲)</p> <p>第2条 通学用バスを利用する者は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 次の地域から通学する小学校及び義務教育学校（前期課程）の児童 小島、瀬戸、津居山、城崎町結、城崎町戸島、城崎町楽々浦、城崎町飯谷、竹野町椒、竹野町段、竹野町三原、竹野町川南谷、竹野町桑野本、竹野町大森、竹野町須野谷、竹野町門谷、竹野町河内、竹野町御又、竹野町小城、竹野町二連原、竹野町森本、竹野町坊岡、竹野町林、竹野町金原、竹野町東大谷、竹野町下塚、竹野町轟、竹野町鬼神谷、竹野町小丸、竹野町芦谷、竹野町須谷、<u>竹野町宇日、竹野町田久日、竹野町切濱、竹野町濱須井、竹野町奥須井</u>、日高町赤崎、日高町知見、日高町殿、日高町羽尻、日高町田ノ口、出石町上村（小字ワヤ、井口、宮ノ下及び日山に限る。）、出石町奥山、出石町上野、出石町日野辺、出石町桐野、出石町寺坂、<u>出石町宮内、出石町袴狭、出石町口小野、出石町奥小野</u>、但東町日殿、但東町河本、但東町西谷、但東町天谷、但東町佐々木、但東町相田及び但東町小谷</p>

(4) 次の地域から通学する中学校及び義務教育学校（後期課程）の生徒 城崎町結、城崎町戸島、城崎町楽々浦、城崎町飯谷、竹野町椒、竹野町段、竹野町三原、竹野町川南谷、竹野町桑野本、竹野町大森、竹野町須野谷、竹野町門谷、竹野町河内、竹野町御又、竹野町小城、竹野町二連原、竹野町森本、竹野町坊岡、竹野町林、竹野町金原、竹野町東大谷、竹野町下塚、竹野町轟、竹野町鬼神谷、竹野町小丸、竹野町芦谷、竹野町須谷、金剛寺、下鶴井、赤石、但東町日殿、但東町河本、但東町西谷、但東町天谷、但東町佐々木、但東町相田及び但東町小谷

(5) [略]

(4) 次の地域から通学する中学校及び義務教育学校（後期課程）の生徒 城崎町結、城崎町戸島、城崎町楽々浦、城崎町飯谷、竹野町椒、竹野町段、竹野町三原、竹野町川南谷、竹野町桑野本、竹野町大森、竹野町須野谷、竹野町門谷、竹野町河内、竹野町御又、竹野町小城、竹野町二連原、竹野町森本、竹野町坊岡、竹野町林、竹野町金原、竹野町東大谷、竹野町下塚、竹野町轟、竹野町鬼神谷、竹野町小丸、竹野町芦谷、竹野町須谷、竹野町宇日、竹野町田久日、竹野町切濱、竹野町濱須井、竹野町奥須井、金剛寺、下鶴井、赤石、但東町日殿、但東町河本、但東町西谷、但東町天谷、但東町佐々木、但東町相田及び但東町小谷

(5) [略]

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

豊岡市通学用バス運行管理規則の一部を改正する規則（概要）

1 制定の理由（必要性）

イナカー竹野海岸線の廃止に伴い、該当地区の児童生徒が通学用バスを利用する。また、令和8年度から小坂小学校と小野小学校が統合されることに伴い、小野地域の児童が通学用バスを利用するため利用の範囲を改める必要があることから改正を行う。

2 改正の内容

通学用バスを利用する対象の範囲に、竹野町宇日、竹野町田久日、竹野町切濱、竹野町濱須井、竹野町奥須井の地域から通学する児童生徒及び出石町宮内、出石町袴狭、出石町口小野、出石町奥小野の地域から通学する児童を加えること。（第2条関係）

3 附則

この規則は、令和8年4月1日から施行すること。

議事（報告）

報告第27号

豊岡市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令制定について

豊岡市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令を定めたので報告する。

令和8年2月16日提出

豊岡市教育委員会
教育長 嶋 公 治

（理由）

市長の権限に属する事務を補助執行する職員として教育次長補佐を加えるほか所用の規定の整理を行うため。

豊岡市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

令和8年2月2日

豊岡市教育委員会

教育長

嶋 公 治

豊岡市教育委員会教育長訓令第1号

豊岡市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令

豊岡市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程（平成27年豊岡市教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次の表のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線を付した部分のように改正する。

〔掲示終了日〕2026年2月16日

改正前		改正後	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
補助執行する職員	補助執行する事務	補助執行する職員	補助執行する事務
教育次長並びに教育総務課、学校教育課及び幼児育成課の職員	[略]	教育次長及び教育次長補佐並びに教育総務課、教育施設課、学校教育課及び幼児育成課の職員	[略]
教育次長及び教育総務課の職員	[略]	教育次長及び教育次長補佐並びに教育総務課の職員	[略]
教育次長及び幼児育成課の職員	[略]	教育次長及び教育次長補佐並びに幼児育成課の職員	[略]

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

豊岡市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令（概要）

1 制定の理由（必要性）

教育委員会の事務局に新たに教育次長補佐を配置することができることとしたため、市長の権限に属する事務を補助執行する職員に当該職員を加えるほか所要の規定の整理を行う。

2 改正の内容

市長の権限に属する事務を補助執行する職員に教育次長補佐を加えるほか所要の規定の整理を行うこと。（別表関係）

3 附則

この訓令は、令和8年4月1日から施行すること。

報告第28号

国立大学法人兵庫教育大学との連携協力に関する協定締結について

国立大学法人兵庫教育大学と連携協力に関する協定を締結したので報告する。

令和8年2月16日提出

豊岡市教育委員会
教育長 嶋 公 治

豊岡市教育委員会と国立大学法人兵庫教育大学との連携協力に関する協定書

豊岡市教育委員会（以下「甲」という）と国立大学法人兵庫教育大学（以下「乙」という）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が教員養成においてさらなる充実を図るために相互に連携協力し、地域の教育力の向上に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲と乙は、次の事項について連携協力する。

- （1） 地域教育力向上に関する事
- （2） 人材育成に関する事
- （3） 兵庫教育大学における教育及び研究、豊岡市において企画実施する研修事業等に関する事
- （4） 両者の人的資源、知的資源等の活用に関する事
- （5） その他両者が協議して必要と認める事

（連絡調整）

第3条 前条の連携協力を円滑に進めるため、甲と乙それぞれに総合窓口を設置し、甲と乙の間で定期的な連絡調整を行う。

（経費）

第4条 本協定の事業実施に係る経費の負担については、甲と乙が協議して決定する。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日からその年度の3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからの変更又は終了の申し出がない場合は、さらに1年間延長するものとする。その後の扱いも同様とする。

（協議）

第6条 本協定書に定めない事項または疑義が生じた場合には、甲と乙協議のうえ、これを決定する。

本協定締結の証として本協定書を2通作成し、双方署名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年2月16日

甲 豊岡市教育委員会
教育長

嶋 公治

乙 国立大学法人兵庫教育大学
学長

森山 潤

報告第29号

寄附物件の受納について

下記のとおり寄附物件の申出があり、これを受納したので報告する。

令和8年2月16日提出

豊岡市教育委員会
教育長 嶋 公 治

記

No.	施設名	物件名	数量	金額	受納日	寄附者	
1	豊岡市教育委員会	現金	—	720,000 円	2026年1月14日	団体	豊岡市神美台 OESアクアフォーコ株式会社 代表取締役 鈴木 寛
2	豊岡市教育委員会	現金	—		2026年1月9日	団体	豊岡市若松町 一般社団法人豊岡教育音楽学院 代表理事 田村 晃子
3	豊岡北中学校	ジェットヒーター	1 台	192,951 円	2026年1月28日	個人	 戸田 康夫
							(個人：1 件、団体：2 件)